

様式第1号（乙）（第2条関係）

収 支 報 告 書

令和6年5月1日

堺市議会議長 的場 慎一 様

議員氏名 札場 泰司

堺市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、令和5年度政務活動費について次のとおり報告します。

収入 (単位 円)

収入の種類	決算額	算出基礎等
1 政務活動費	2,970,000	@270,000円 × 11ヶ月 = 2,970,000 円
2 その他		
収入合計	2,970,000	

支出

使途項目	決算額	左のうち政務活動費充当額	備考
調査研究費	368,615	368,615	
研修費			
要請・陳情活動費			
会議費			
資料作成費			
資料購入費			
広報・広聴費	770,043	770,043	
人件費			
事務・事務所費	728,218	728,218	
支出合計	1,866,876	1,866,876	

様式第14号（第7条関係）

令和5年度

事業実施報告書

会派の名称・議員氏名

大阪維新の会 堺市議会議員団

札場 泰司

主な事業・行事名	期日	内容の説明
(調査研究費)	5月～3月 10月11月 1月 3月	政策情報（政策リサーチ） 政策情報（時事通信社） 歴史博物館建設について先進的な取組みを行っている静岡市、インクルーシブ公園建設を行った豊川市への視察を行った。 AIアプリを使った英語学習とライドシェアの取組を行っている京丹後市への視察を行った。 議会質疑のため資料（書籍）を購入した。
(広報・広聴費)	5月～3月	市政報告チラシを作製し、ポスティングや街頭で配布した。
(事務・事務所費)	5月～3月	住民からの相談や意見の聴取等に対応するため、市政事務所・政務活動専用電話・政務活動専用携帯電話、事務所用品を用意した。

会計帳簿

大阪維新の会堺市議会議員団

会派の名称・議員氏名 札場 泰司

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費○期分受入れ、○月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

大阪維新の会堺市議会議員団
会派の名称・議員氏名 札場 泰司

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2023/6/9		540,000		455,579	政務活動費5月6月分 受入		
2023/6/12	1		1,480	454,099	携帯電話アップルケア 支払い	⑨	
2023/6/12	2		6,145	447,954	事務所電話代 支払い	⑨	
2023/6/12	3		2,576	445,378	ガソリン代 支払い	①	
2023/6/12	4		5,391	439,987	携帯電話代 支払い	⑨	
2023/6/12	5		16,500	423,487	時事通信7月～9月分 支払い	①	
2023/6/15	6		2,420	421,067	事務用品代 支払い	⑨	
2023/6/23	7		52,264	368,803	事務所賃料・駐車場賃料 7月分 支払い	⑨	
2023/6/23	8		16,665	352,138	政策リサーチ 7月分 支払い	①	
月 計		540,000	103,441	436,559			
累 計		540,000	187,862	352,138			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費○期分受入れ、○月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

大阪維新の会堺市議会議員団
会派の名称・議員氏名 札場 泰司

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2023/7/10		810,000		1,162,138	政務活動費7月8月9月分 受入		
2023/7/10	1		1,480	1,160,658	携帯電話アップルケア 支払い	⑨	
2023/7/10	2		8,174	1,152,484	事務所電話代 支払い	⑨	
2023/7/10	3		2,607	1,149,877	ガソリン代 支払い	①	
2023/7/10	4		5,404	1,144,473	携帯電話代 支払い	⑨	
2023/7/25	5		52,264	1,092,209	事務所賃料・駐車場賃料8月分 支払い	⑨	
2023/7/25	6		16,665	1,075,544	政策リサーチ8月分 支払い	①	
月 計		810,000	86,594	723,406			
累 計		1,350,000	274,456	1,075,544			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費○期分受入れ、○月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会計帳簿

大阪維新の会堺市議会議員団

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費○期分受入れ、○月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

大阪維新の会堺市議会議員団
会派の名称・議員氏名 札場 泰司

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2023/9/11	1		1,250	991,377	携帯電話アップルケア 支払い	⑨	
2023/9/11	2		4,048	987,329	事務所電話代 支払い	⑨	
2023/9/11	3		2,332	984,997	ガソリン代 支払い	①	
2023/9/11	4		5,364	979,633	携帯電話代 支払い	⑨	
2023/9/11	5		16,500	963,133	時事通信10月～12月分 支払い	①	
2023/9/26	6		52,264	910,869	事務所賃料・駐車場賃料10月分 支払い	⑨	
2023/9/26	7		16,665	894,204	政策リサーチ10月分 支払い	①	
月 計		0	98,423	-98,423			
累 計		1,350,000	455,796	894,204			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費○期分受入れ、○月分事務所賃料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

大阪維新の会堺市議会議員団
会派の名称・議員氏名 札場 泰司

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2023/10/4	1		1,250	892,954	携帯電話アップルケア 支払い	⑨	
2023/10/5	2		152,514	740,440	チラシ印刷・ポスティング代 支払い	⑦	
2023/10/10		810,000		1,550,440	政務活動費10月から12月分 受入		
2023/10/10	3		2,964	1,547,476	ガソリン代 支払い	①	
2023/10/10	4		5,401	1,542,075	携帯電話代 支払い	⑨	
2023/10/10	5		6,513	1,535,562	事務所電話代 支払い	⑨	
2023/10/26	6		52,264	1,483,298	事務所賃料・駐車場賃料11月分 支払い	⑨	
2023/10/26	7		16,665	1,466,633	政策リサーチ11月分 支払い	①	
2023/10/31	8		480	1,466,153	視察 電車代 支払い	①	
2023/10/31	9		16,130	1,450,023	視察 交通費 支払い	①	
2023/10/31	10		400	1,449,623	視察 タクシ一代 支払い	①	
2023/10/31	11		330	1,449,293	視察 タクシ一代 支払い	①	
月 計		810,000	254,911	555,089			
累 計		2,160,000	710,707	1,449,293			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費○期分受入れ、○月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会計帳簿

大阪維新の会堺市議会議員団

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2023/11/1	1		420	1,448,873	視察 交通費 支払い	①	
2023/11/1	2		8,770	1,440,103	視察 交通費 支払い	①	
2023/11/1	3		190	1,439,913	視察 交通費 支払い	①	
2023/11/6	4		1,250	1,438,663	携帯電話アップルケア 支払い	⑨	
2023/11/10	5		2,520	1,436,143	ガソリン代 支払い	①	
2023/11/10	6		5,384	1,430,759	携帯電話代 支払い	⑨	
2023/11/24	7		52,264	1,378,495	事務所賃料・駐車場賃料12月分 支払い	⑨	
2023/11/24	8		16,665	1,361,830	政策リサーチ12月分 支払い	①	
月 計		0	87,463	-87,463			
累 計		2,160,000	798,170	1,361,830			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費○期分受入れ、○月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

大阪維新の会堺市議会議員団
会派の名称・議員氏名 札場 泰司

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2023/12/4	1		1,250	1,360,580	携帯電話アップルケア 支払い	⑨	
2023/12/11	2		16,500	1,344,080	時事通信1月～3月分 支払い	①	
2023/12/11	3		7,060	1,337,020	視察宿泊費 支払い	①	
2023/12/11	4		1,800	1,335,220	ガソリン代 支払い	①	
2023/12/11	5		5,410	1,329,810	携帯電話代 支払い	⑨	
2023/12/11	6		7,956	1,321,854	事務所電話代 支払い	⑨	
2023/12/25	7		16,665	1,305,189	政策リサーチ1月分 支払い	①	
2023/12/25	8		52,264	1,252,925	事務所賃料・駐車場賃料1月分 支払い	⑨	
2023/12/28	9		295,128	957,797	チラシ印刷・ポスティング代 支払い	⑦	
月 計		0	404,033	-404,033			
累 計		2,160,000	1,202,203	957,797			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費○期分受入れ、○月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

大阪維新の会堺市議会議員団
会派の名称・議員氏名 札場 泰司

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2024/1/4	1		1,250	956,547	携帯電話アップルケア 支払い	⑨	
2024/1/10		810,000		1,766,547	政務活動費1月2月3月分 受入		
2024/1/10	2		4,508	1,762,039	事務所電話代 支払い	⑨	
2024/1/10	3		5,361	1,756,678	携帯電話代 支払い	⑨	
2024/1/10	4		2,279	1,754,399	ガソリン代 支払い	①	
2024/1/24	5		3,000	1,751,399	視察資料代 支払い	①	
2024/1/25	6		52,264	1,699,135	事務所賃料・駐車場賃料2月分 支払い	⑨	
2024/1/25	7		16,665	1,682,470	政策リサーチ2月分 支払い	①	
月 計		810,000	85,327	724,673			
累 計		2,970,000	1,287,530	1,682,470			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

會計帳簿

大阪維新の会堺市議会議員団
会派の名称・議員氏名 札場 泰司

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費○期分受入れ、○月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

大阪維新の会堺市議会議員団
会派の名称・議員氏名 札場 泰司

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2024/3/4	1		1,250	1,598,769	携帯電話アップルケア 支払い	⑨	
2024/3/4	2		1,960	1,596,809	視察旅費 支払い	①	
2024/3/11	3		13,794	1,583,015	視察宿泊費 支払い	①	
2024/3/11	4		5,381	1,577,634	携帯電話代 支払い	⑨	
2024/3/11	5		2,584	1,575,050	ガソリン代 支払い	①	
2024/3/11	6		16,500	1,558,550	時事通信4月～6月分 支払い	①	
2024/3/25	7		52,264	1,506,286	事務所賃料・駐車場賃料4月分 支払い	⑨	
2024/3/25	8		16,665	1,489,621	政策リサーチ4月分 支払い	①	
2024/3/28	9		317,356	1,172,265	チラシ印刷・ポスティング代 支払い	⑦	
2024/3/29	10		5,045	1,167,220	チラシ印刷代 支払い	⑦	
2024/3/29	11		39,160	1,128,060	書籍代 支払い	①	
2024/3/31	12		3,496	1,124,564	コピー用紙代 支払い	⑨	
2024/3/31	13		6,392	1,118,172	スチールラック代 支払い	⑨	
2024/3/31	14		15,048	1,103,124	シェレッダ一代 支払い	⑨	
月 計		0	496,895	-496,895			
累 計		2,970,000	1,866,876	1,103,124			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費○期分受入れ、○月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

事務所（使用）状況報告書

大阪維新の会堺市議会議員団
会派の名称・議員氏名 札場 泰司

管理責任者 (議員名)	札場 泰司		
事務所名	ふだば泰司事務所		
所在地	〒593-8324 堺市西区鳳東町5丁440-1 TEL 072(271)9580		
兼用の有無	<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所	<input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所（賃貸借契約先 [REDACTED])	
	他用途との兼用 <input checked="" type="checkbox"/> 有 \Rightarrow <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 私的使用	
		<input type="checkbox"/> 後援会事務所	
		<input checked="" type="checkbox"/> 政党活動事務所	
		<input checked="" type="checkbox"/> 会社等（関係団体）	
延べ面積	24.5 m ²	賃借料	月額 55,000円 (政務活動費充当額 44,000円)
政務活動事務所として使用する割合	80%	(次のいずれかの説明方法を選択) <input checked="" type="checkbox"/> 使用面積による 使用面積 20 m ² / 延べ面積 (m ²) <input type="checkbox"/> 使用時間による 月 時間のうち 時間	
事務所関連経費 按分比率など	維持管理 経費	<input type="checkbox"/> 電気代・・・ % <input type="checkbox"/> 水道代・・・ % <input type="checkbox"/> ガス代・・・ % <input checked="" type="checkbox"/> 固定電話代・・・ 80 % <input type="checkbox"/> その他 () ・・・ %	
	駐車場	80%	月額 10,000円 (政務活動費充当額 8,000円)
	賃借料	【所在地】堺市西区鳳東町5丁440-1	
所有区分	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 ()		
※議員と貸主の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。			
備 考	他用途との兼用は無いが、政務活動以外の活動にかかる物品を保管している為、面積按分している。		

※事務所・駐車場を賃借する場合は、賃貸借契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

賃貸借契約書

(市議事務所)

貸主 [REDACTED] 様

借主 札場 泰司 様

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 [REDACTED] (以下「甲」という。)と借主 札場 泰司 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	山内貸事務所(2階部分)		
	所在地	(住居表示) [REDACTED] 440番地1		
		(登記簿) 塚巾四区鳳東町5丁440番地1と439番地		
	構 造	木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他() ／瓦葺・スレート葺・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他()／ (2)階建／全()戸		
	種 類	事務所	新築年月	平成22年4月
	面 積	2階 約24.5 m ²		
附 属 施		[REDACTED]		
備 考		現状有袋のままの賃貸借とする。		

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

借主本人の市議事務所として使用。

頭書(3) 契約期間

平成29年4月27日 から 平成31年4月26日まで(2年間) 但し、家賃の発生は借主の使用開始準備期間を考慮し、来る7月1日からとする。

目的物件の引渡し時期	平成29年4月27日
------------	------------

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 50,000円 (消費税4,000円)	管理・ 共益費	無し	
礼 金	[REDACTED] 円	電気・上下水道使用料はメーター計測により別途支払いとする。		
その他の条件	ガスの引込みはありません。必要時は借主において電気器具・プロパンガス器具等の設置を行うこと。			
貸与する鍵	鍵 No. 本 数	本	本	本
賃料等の支払時期	翌月分を毎月末日 [REDACTED]			
賃料等の 支払方法	□ 振込	近畿大阪銀行 [REDACTED] 普通 [REDACTED]	[REDACTED]	
	□ 持参	持参先 [REDACTED]	[REDACTED]	
	□ 口座引落	委託会社名	[REDACTED]	

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)		
	(自宅) TEL		
	(勤務先) TEL		(会社名・部署名)
	(携帯) TEL		

頭書(6) 賃主及び管理者

貸主	氏名	
	住所	堺市
管理者		
所在地	堺市	TEL

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所	

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法	連帯保証人	氏名
		住所

頭書(8) 更新に関する事項

貸主及び借主双方異議が無ければ本契約は更新することができます(貸主の更新拒絶に正当事由があるときは更新できません。)

頭書(9) 特約事項

- ・本物件は現状有姿のままの賃貸借とする。
- ・借主は市議事務所として使用するに必要な内外装及び一切の設備の改修・新設は借主の負担において行うものとする。また原則、建物の主要構造部(屋根・梁・壁・柱・床・階段等)の変更は行わないものとするが、飾壁の撤去及びその他の壁・床・階段の表面内装をリフォームしようとする時は貸主の承諾を得て行うこととする。
- ・借主の都合により市議事務所以外の用途事業を併設しようとする際は、向かい側に存する本件仲介者店舗(不動産賃貸仲介業)と同じ事業は、道義上行わないことを約するものとする。
- ・本建物にはガスの引込みが無いので必要な時は借主において電気器具・プロパンガス器具の設置等行うこととする。
- ・本契約条項と本特約条項が重複する場合は特約条項を優先する。

契約条項

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の使用用途に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、頭書(8)の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
- 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
- 三 近傍類似の建物の賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合

3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする

(共益費)

第4条 共益費の設定は行いません。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・プロパンガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

(敷金及び保証金)

第6条(A) 礼金以外に敷金及び保証金の設定は無いものとする。

(礼金)

第6条(B) 乙は甲に対し、この契約の締結時に頭書(4)に記載する礼金を甲に支払うものとする。

2 礼金はこの契約が終了し、乙が目的物件の明渡し、その他この契約による乙の債務の履行を完了しても甲は一切この礼金の返還はしないものとする。

(反社会的勢力ではないことの確約)

第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に對し、次の各号に定める事項を確約する。

- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと
- 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと
- 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
- 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(禁止又は制限される行為)

第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。

3 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、頭書(2)の使用内容を変更してはならない。

- 一 本物件を頭書(2)記載の使用用途以外の用に供したとき
 - 二 第8条(第7項第五号から第七号を除く)から第10条までの規定に違反したとき
 - 三 入居時に、乙又は連帯保証人について告げた事実に重大な虚偽があったことが判明したとき
 - 四 その他乙が本契約の各条項及び特約に違反したとき
 - 五 銀行取引の停止
 - 六 破産手続きの開始
 - 七 民事再生手続きの開始
 - 八 会社更生手続きの開始
 - 九 特別精算手続きの開始
- 3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
- 一 第7条の確約に反する事実が判明したとき
 - 二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき
- 4 甲は、乙が第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(乙からの解約)

- 第13条 乙は、甲に対して2ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から2ヶ月分の賃料(本契約の解約後の賃料相当額を含む。)を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して2ヶ月を経過する日までの間、隨時に本契約を終了することができる。

(明渡し及び明渡し時の修繕)

- 第14条 乙は、明渡し日を2ヶ月前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならぬ。
- 2 乙は、第12条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
- 3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵(複製した鍵があれば複製全部を含む。)を甲に返還しなければならない。
- 4 本契約終了時に本物件内に残置された乙の所有物があり、本物件を維持管理するために緊急やむを得ない事情があるときは、乙がその時点でこれを放棄したものとみなし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に要した費用を乙に請求することができる。
- 5 本物件の明渡し時において、乙は、本物件を引渡し当初の原状に復する義務を負わない。但し、自然損耗以外の乙の使用上の過失等による重大な損傷がある時は、乙はその損傷部を修復し甲の承認を得て退去するものとする。
- 6 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(立入り)

- 第15条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。
- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。
- 3 本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
- 4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合、何ら連絡なく一定期間本物件を不在にし本物件内及び本物件が所在する建物等の保存等に支障が生じるおそれがある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ず

(甲の通知義務)

第16条 甲は次の各号のいずれかに該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

- 一 貸料等支払い方法の変更
- 二 頭書(6)に記載した管理者の変更

(乙の通知義務)

第17条 乙又は連帯保証人は、各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

- 一 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、使用目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第8条第1項の定めに従うものとする
- 二 長期に休業するとき
- 三 連帯保証人の住所、氏名、緊急の連絡先その他の変更
- 四 連帯保証人の死亡又は解散

(延滞損害金)

第18条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日当たり)5%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(乙の債務の担保)

第19条 本契約においては、頭書(7)に記載する方法により、乙の債務を担保する。

2 頭書(7)で「連帯保証人」は、次の各号の定めによるものとする。

- 一 頭書(7)記載の連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする
- 二 連帯保証人が死亡し、又は破産開始決定等によって連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第17条の規定に基づき乙は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする
- 三 前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする

(契約の消滅)

第20条 本契約は、天災、地変、火災その他甲乙双方の責めに帰さない事由により、本物件が滅失した場合、当然に消滅する。

(免責)

第21条 地震、火災、風水害等の災害、盗難、停電等その他不可抗力と認められる事故、又は、甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

(協議)

第22条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第23条 本契約に起因する紛争に關し、訴訟を提起する必要が生じたときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第1審管轄裁判所とする。

(特約事項)

第24条 特約事項については、頭書(9)記載のとおりとする。尚、本件賃貸借契約において契約書各条項と特約条項の定めが重複する場合は特約条項の定めを優先するものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

甲・貸主	氏名 住所	TEL	
乙・借主	氏名 住所	TEL	
連帯保証人	氏名 住所	TEL	

平成29年4月27

宅地建物取引業者	A		B	
	主たる事務所 所在地・TEL	072-272-1532	主たる事務所 所在地・TEL	
商号又は名称	PAPASビルマネジメント			
代表者の氏名	中野 清隆			
免許証番号	大阪府知事(9)第2690号			
免許年月日	平成28年11月21日			
宅地建物取引士	氏名	中野 清隆		
	登録番号	(大阪) 第02-7640号		
	業務に従事する事務所名	PAPASビルマネジメント		
	事務所所在地 TEL	堺市西区鳳東町4丁325 072-272-1532		
免許証番号	大臣()第 号			
免許年月日	平成 年 月 日			
氏名				
登録番号	() 第 号			
業務に従事する事務所名				
事務所所在地 TEL				

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

駐車場賃貸借契約書

貸借人

甲・乙間に中の経営する駐車場に乙が所有する自動車を駐車するため、次の通り駐車場の賃貸借に関する契約を締結する。

第1条 乙が利用する駐車場の自動車駐車料金は次の通り。

(所在地) 埼玉市

(名称) 駐車場

(車種) 普通車 (車両プレートナンバー) _____

(車両所有者名) _____

・賃料(月) 10,000 円也

・保証金 なし 円也(解約引金 なし 円也)

・礼金 なし 円也

第2条 この契約書の期間は平成19年7月1日より平成30年6月末日まで向こう1年間とする。

第3条 賃料(使用料)の支払いは、毎月末日までに翌月分を乙は甲の指定する方法で支払うこととし、万一一ヶ月なりとも滞納した場合は、保証金の有無にかかわらず、甲は乙に何等の催告も要せず本契約を解除し、乙は何の異議も申し立てずに即時明渡すものとする。また、月の途中における契約の場合は、その月の駐車料金は日割り計算とし、月の途中における解約については甲の既納の駐車料金は返還しないものとする。

第4条 公租公課の増額、物価の変動または、近隣の状況に応じ、賃料(使用料)の増額を生じた時は契約期間中に於いても甲乙合意の上、定める事ができる。

第5条 契約車両は契約の場所以外に置かないこと。但し、甲が駐車場の管理上やむを得ず指定自動車置き場の変更の必要がある時は乙はこれに従わなければならない。尚、通路は常時充分に空けておき、他車の出入りを妨げないこと。

第6条 乙は甲に無断で契約車両以外を置いてはならない。また、乙はこの契約上の権利を譲渡並びに転貸、その他第三者に使用させてはならない。

第7条 甲または甲の命ずる管理者の定めた管理契約に違反した場合、甲は直ちに何等催告なくして本契約を解除することが出来る。

第8条 駐車場には乙の地上権、借地権は発生せず、使用権のみ認めるものとする。また、駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物、及び自動車以外の物品等の持込みをしたり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。尚、乙はこの駐車場を商店の運営、物置、倉庫、その他契約外の目的に使用することはできない。

第9条 契約車両の保全は乙が行い、甲は天災地変等による損害並びに火災・盗難及びその他の理由による車両の事故、紛失、壊滅等、その関係者の故意、過失による責任は甲は乙に対して負わないものとする。但し、_____

第10条 乙またはその代理人・使用人・運転者・同乗者、その他関係者等の故意または過失により駐車場またはその施設や付帯設備、駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙は速やかに賠償するものとする。

第11条 乙は第1条記載の車両を変更しようとするときは、甲の承諾を必要とする。

第12条 車庫証明発行の手続きをする時は、乙は証明手数料として別途手数料を支払うものとする。

第13条 甲が車庫証明を所得し登録された後は、速やかに車両番号を甲に通知しなければならない。

第14条 甲・乙双方の都合により本契約を解除する時は、1ヶ月以上前にお互いに通告し、乙は完全に明渡すこととする。但し、乙が予告なく契約を解除する時は1ヶ月分の駐車料金を甲に支払い本契約を解除することができる。

第15条 締約の時は、乙は甲に対して未払金、弁償金があればそれを完済した後、甲はそれを確認の上、第1条記載の保証金から解約引き金 _____ 円を差し引き、乙に返還する。また、礼金の場合はこの契約が終了し、乙が目的物件の明渡し、その他この契約による乙の債務の履行を完了しても甲は乙に対し一切この礼金の返還はしないものとする。

第16条 甲の都合による契約解除によって生ずる損害については、甲に一切請求することは出来ない。又、請求しない。

第17条 乙は本契約を更新する際は期間満了の1ヶ月前までに甲に使用継続の通知をするものとし、万一通知を怠った場合で何ら連絡の無き時は本契約は解除したものとし、以後の使用を停止されても一切異議を申し立てないものとする。

この契約を証するため、本契約書2通を作成し、甲・乙各1通を所持するものとする。

[毎月の駐車料金の振込先] 東京都新宿区と同時振込み

銀行 _____ 支店 _____

普通・当座 _____

※(振込手数料は借主のご負担とする。)

平成19年6月17日

貸主(甲) 住所 埼玉市

氏名 _____

借主(乙) 住所 東京

氏名 本社 TEL _____

仲介者

駐車場賃貸借契約に係る覚書

賃貸人 山内 久代 を甲とし、賃借人 ふだば泰司事務所 を乙として平成 29 年 6 月 17 日に締結された駐車場賃貸借契約書について、下記の通り条文を修正する事とし、その証として本書2通を作成し、甲・乙各1通を所持するものとする。

*原契約

(所在地) 堺市 [REDACTED]

(名称) [REDACTED] 駐車場 [REDACTED] 号

(車種) 普通車

(賃料) 10,000円／月

※第17条

「乙は本契約を更新する際に期間満了の1ヵ月前までに甲に使用継続の通知をするものとし、万一通知を怠った場合で何ら連絡の無い時は本契約は解除したものとし、以後の使用を停止されても一切異議を申し立てないものとする。」

↓(修正)

「本契約の期間満了の1ヵ月前までに、甲・乙から何らの意思表示がないときは、本契約は更に1年間同一条件をもって更新されるものとする。」

平成30年 5月 / 日

貸主(甲)住所

堺市

氏名

TEL

借主(乙)住所

堺市

氏名

札場泰司

TEL

政策リサーチ利用個別覚書

札場 泰司（以下、甲という）と株式会社トーショー（以下、乙という）とは、甲乙間の平成30年11月13日付政策リサーチ申込書（以下、申込書という）に基づき、次のとおり個別覚書（以下、本覚書という）を締結する。

本覚書に定めた以外は、政策リサーチ利用規約によるものとする。

第1条（料金）

甲は乙に対し、下記のシステム利用料金等を、下記口座に振り込んで支払うものとする。但し、振込手数料は甲の負担とする。

記

(1) 初期登録費用	金	15,000円（消費税別）
(2) 月額システム利用料	金	15,000円（消費税別）

振込口座 三菱東京UFJ銀行 室町支店
普通預金 [REDACTED]
名義 株式会社トーショー

第2条（支払方法）

甲は乙に対し、平成29年12月末日限りの支払いにより前条の利用料金の支払を開始するものとする。

- 甲の初回の支払は、初期登録費用と利用開始月分（12月利用分）及び翌月分（2019年1月利用分）の月額情報利用料を合わせて支払うものとする。
- 以降の月額システム利用料の支払は、利用月の前月末日までに支払うものとする。但し、利用月の前月末日が金融機関の休業日にあたる場合は前営業日までとする。

第3条（利用期間）

政策リサーチの契約期間は、次のとおりとする。

2018年12月1日より2019年11月30日

第4条（更新及び解約）

甲から乙に対し、利用期間満了日より3か月前までに書面による解約の申出が無い場合は、1年間の自動更新を行うものとする。

以上のとおり、覚書を締結したので、その証として本書2通を作成し、甲乙各1通保有するものとする。

平成30年 // 月 / 3 日

(甲)

堺市西区鳳東町5丁440-1

札場春司



(乙) 株式会社トーショー
東京都中央区銀座5-9-8
クロス銀座ビル7階
代表取締役社長 小出陽



様式第13号（第6条関係）

備 品 台 帳

会派の名称・議員氏名 大阪維新の会堺市議会議員団 札場 泰司

購入年月日	品 名	形質	購入金額 (税込)	政務活動費 充当額	耐用 年数	償却完了 年月日	処分年月日・事由
2020.11.10	MacBook Pro		148,280円	118,624円 (按分率 80%)	5年	2025.11.10	
2022.1.13	iPhone 13 Pro		134,800円	134,800円 (按分率 100%)	5年	2027.1.13	
2022.3.07	iPad Pro		106,800円	85,440円 (按分率 80%)	5年	2027.3.7	
				(按分率 %)	年		
				(按分率 %)	年		

備考1 1品目100,000円以上300,000円未満の備品について記入すること。

2 購入年月日、償却完了年月日又は処分年月日の属する月は、使用していたものとみなす。

出張報告書

令和5年11月13日

大阪維新の会堺市議会議員団

会派の名称・議員氏名 _____ 札場 泰司

出張報告は下記のとおりです。

記

1. 目的 下記各項目についての現地調査並びに取組みについてのヒアリング

- ①静岡市「静岡市歴史博物館」
- ②豊川市「インクルーシブ公園の取組みについて」

2. 期間 令和5年10月31日（火）～令和5年11月1日（水）

3. 日程等

月日	時刻	出張先（都市・施設名等）
① 10月31日（火）	14:00～16:00	静岡市歴史博物館
② 11月1日（水）	10:30～12:00	豊川市役所 豊川公園こども広場

4. 面談者

・静岡市

静岡市観光交流文化局 歴史文化課 歴史文化推進係 課長補佐兼係長

静岡市観光交流文化局 歴史文化課 歴史文化推進係 主任主事

静岡市歴史博物館 副館長

静岡市歴史博物館 企画経営課 課長

静岡市歴史博物館 学芸課 課長

様 様 様 様 様

・豊川市

豊川市 都市整備部 公園緑地課 課長

豊川市 都市整備部 公園緑地課 課長補佐

様 様

5. 報告内容【調査内容や成果等について、具体的に記載すること】

①静岡市役所

○時系列の報告

10月31日 14:00 静岡市歴史博物館に到着。ヒアリングの後、館内視察。

ご対応者

静岡市観光交流文化局 歴史文化課 歴史文化推進係 課長補佐兼係長

静岡市観光交流文化局 歴史文化課 歴史文化推進係 主任主事

静岡市歴史博物館 副館長

静岡市歴史博物館 企画経営課 課長

静岡市歴史博物館 学芸課 課長

様
様
様
様

【静岡市歴史博物館について】

- ・建築構想は、旧静岡市で昭和50年台から検討が始められてきた。平成22年度に基本構想が策定され、平成27年度基本計画が策定、平成29年～令和元年度に設計、令和2年～令和4年度建設工事、令和4年7月23日プレオープン、令和5年1月13日グランドオープンした。
- ・基本理念は、「歴史文化から静岡の未来をつくる。～静岡の過去を学び、今を知る。そして、未来を考える。～」
- ・運営は、指定管理者＝公益財団法人静岡市文化振興財団。(非公募)
- ・設計は、金沢21世紀美術館やルーブル＝ランスの設計を手掛けた「SANNA事務所」が行なつた。

【質疑応答】

Q： 経費について。

A： 建設費用は予算ベースで64億円。59.8億円。指定管理費は3.2億円を見込んでいる。期間は5年間。(非公募で文化振興財団)

Q： インバウンドの状況は。

A： 開館時間が無い事もあり、まだ海外からの来訪者は少ない。

Q： 収蔵品の内どの程度を展示しているのか。

A： 80点ほど。年間3回ずつ入れ替えている。

Q： ガイドツアーはどういった団体が行っているのか。

A： ボランティア団体に委託している。90名ほどの登録者がいる。

② 豊川市 豊川公園 子ども広場インクルーシブ公園の取組みについて

○時系列の報告

11月1日 宿泊場所より豊川市役所に向かい、10時00分到着。豊川市議会副議長・富田潤様から挨拶を受け、ヒアリング・現地視察を行う。

ご対応者

豊川市 都市整備部 公園緑地課 課長

様

豊川市 都市整備部 公園緑地課 課長補佐

様那

【豊川公園子ども広場について】

- ・豊川公園は、運動公園として昭和25年に供用が開始され、野球場・陸上競技場・庭球場・市プール・自由広場・子ども広場・駐車場で構成されてきた。
- ・上位計画である、第6次豊川市総合計画では、4つの「まちづくりの基本計画」において、定住促進、交流促進に寄与する施策として豊川公園の再整備が示され、第3次豊川市都市計画マスターplanでは、中心拠点に位置する豊川公園では、スポーツと賑わい創出に資する再整備を行い、一層の機能充実を図るとし、豊川市緑の基本計画ではね基本計画4「活かす」施策として、豊川公園を活用した賑わいの創出に向けて、市プール跡地への底球場再整備を始め、子ども広場やウォーキングコース等の整備を推進します、とした。
- ・再整備を行い、豊川公園子ども広場が令和4年3月にオープン、市プールの廃止により、跡地に庭球場を整備集約し12面を令和5年4月にオープンした。

【質疑応答】

Q：遊具の選定は？

A：豊川公園は乳幼児用を選んでいる。

Q：市プールの廃止に伴いテニスコートに転換しているが、テニスへのニーズが減っていると思うが、コートが増えているのはなぜか。

A：他の公園にあったコートを統廃合、集約した。

Q：樹木の伐採について、反対意見はなかったか。

A：健全な樹木を残すために、計画的に整備をすることを丁寧な説明を尽くした。

Q：ゴムチップ舗装の耐久性は？

A：価格は高いが、10年を超える耐久性はある。今後の維持管理について課題はある。

Q：インクルーシブ公園としての情報発信はどのように行っているのか。

A：近隣の図書館等や、市の広報・課のインスタグラム等で情報発信を行っている。

【視察の成果】

- ・静岡市歴史博物館は、徳川家康と静岡との繋がりに焦点を当てることにより、特色ある博物館づくりができている。施設自体、出土した石垣跡の展示に大きく場所を割いており、収蔵物は約4万点ある割には展示物をコンパクトに纏めている印象を持った。

- ・開館間もないこともあり、市内の学校等や市民の利用が多い。今後、県内外からの来訪者をどの様に誘引するか、市内の他施設との連携や近隣の駿府城趾以外に来訪者をどの様に回遊させるか、本市同様の課題がある様に見受けられた。
- ・豊川公園こども広場は昨年にオープンし、市民にも認知が広がり視察時にも多くのこども連れ家族が来られていた。
- ・再整備前の樹木等の植栽を効果的に残すことによって、見通しの良い状態となっている。
- ・運動公園の一部であるため、遊具施設の数はそれほど多くなく、遊具近辺の地面を耐候性とは言え、ゴム製素材を敷き詰めているため、今後のメンテナンスや補修等の課題は残る。

出張報告にかかる領収書等の整理番号その他必要事項を下欄に記載すること

10-8、10-9、10-10、10-11、11-1、11-2、11-3、12-3

出張報告書

令和6年2月2日

大阪維新の会堺市議会議員団

会派の名称・議員氏名

札場 泰司

出張報告は下記のとおりです。

記

1. 目的 下記各項目についての現地調査並びに取組みについてのヒアリング

①京丹後市「AI 音声認識技術 (ELSA AI) を活用した

英語力向上の取り組みについて」

②京丹後市「ささえ合い交通について」

2. 期間 令和6年1月23日（火）～令和6年1月24日（水）

3. 日程等

月日	時刻	出張先（都市・施設名等）
① 1月24日（水）	10:00～11:15	京丹後市役所 本庁舎（峰山庁舎）
② 1月24日（水）	13:00～15:00	京丹後市役所 丹後庁舎

4. 面談者

・京丹後市 峰山庁舎

京丹後市議会 副議長

京丹後市教員委員会事務局 教育次長

京丹後市教育委員会事務局 理事兼学校教育課長

京丹後市教育委員会事務局 学校教育課 主任兼指導主事

京丹後市議会事務局 事務局長

様
様
様
様
様
様

・京丹後市 丹後庁舎

NPO 法人気張る！ふるさと丹後町 専務理事

様

5. 報告内容【調査内容や成果等について、具体的に記載すること】

①京丹後市役所 本庁舎（峰山庁舎）

○時系列の報告

1月24日 10:00 京丹後市役所に到着後、ヒアリング。

ご対応者

京丹後市議会 副議長

京丹後市教員委員会事務局 教育次長

京丹後市教育委員会事務局 理事兼学校教育課長

京丹後市教育委員会事務局 学校教育課 主任兼指導主事

京丹後市議会事務局 事務局長

様
様
様
様
様
様

【AI音声認識技術（ELSA AI）を活用した英語力向上の取り組みについて】

- ・京丹後市では、令和3年度に希望生徒（約100名）と英語担当教師に ELSA Speak のアカウントを配布して試験運用を開始し、令和4年度には市内中学2年生全員にアカウントを配布、教員研修を5回実施、令和5年度市内全中学校（6校）の全学年の全生徒にアカウントを配布し本格運用を開始した。
- ・アプリの効果を最大化するために、授業と家庭学習での活用を進めている。
- ・授業開始時の5～10分を ELSA Time と設定し、従来のシャドーイング、パラレルリーディングの代替として活用、家庭学習での活用として、先生から送られてくる単語やフレーズの練習、課題を設定したアプリ内AIとの自由会話等を行なっている。
- ・ELSA Speak の導入効果が全国学力学習状況調査で表れている一方、教師側の活用へのハードルとして単元目標が明確でないために計画的に活用できていない、課題の出し方のアイデアが不足している、持ち帰りを十分に進められていないなどがあり、生徒側の課題として、長期休暇中に活用が進まない、利用する生徒としない生徒が別れるなどがある。

【質疑応答】

Q： 利用しない生徒側の理由は？

A： 不登校の生徒が多い。登校している生徒でも、利用しない生徒がいるのはプリント学習などと同じ。

Q： 不登校の生徒の利用は？

A： そういった学校に出て来ることができない生徒にも利用を促している。

Q： 積極的に利用している教師と利用していない教師の情報共有はどの様に行なっているのか？

A： Teams を使って、どの様な使い方があるかなど情報共有している。

Q： 京都府内の教育委員会内での人事交流は？

A： 前年利用していた教師が、新規で利用する教師にどの様に利用するかを教えている状況。

Q： 教科単元への支障は出でないか？

A：取り入れていない教師が利用を進められない理由の一つになっているが、活用している教師は、

それまでの教科書音読を止めて利用時間に充てている。

Q：学校用のアプリは、教師側が利用状況・課題の達成率等を掴む事ができるが、それを利用して新しく指導することはあるのか？

A：データを使って指導するところには至っていない。

Q：費用は？

A：年間 600 万円の予算。生徒数は 1,200 人。但し試験運用当時からのやり取りがあるので、他市で導入の場合は異なってくると思う。

Q：京丹後シーラボとはどういった取り組みなのか？

A：スタンフォード大学・トロント大学と共同で環境的な学びを進め、グローバル人材・次世代リーダーを育てるプログラム。プログラム全体英語で行われている。

② 京丹後市 丹後庁舎

○時系列の報告

1月24日 峰山庁舎から丹後庁舎に向かい、13:00 到着。ヒアリングを行う。

ご対応者

NPO 法人気張る！ふるさと丹後町 専務理事

様

【ささえ合い交通について】

- ・丹後町は人口 4,522 人、65 歳以上の高齢者が 2,053 人、高齢化率 45.4%。
- ・急な坂が多く雪が積もると移動が困難となる。
- ・2008 年、丹後町内のタクシー会社が撤退し、交通問題が課題となり、2009 年 NPO 法人「気張る！ふるさと丹後町」が設立された。
- ・2014 年市営バス（デマンド型）を市から受託運航開始。
- ・2016 年公共交通空白地有償運送「ささえ合い交通」運行開始。
- ・ささえ合い交通ドライバー数：16 名（国への登録）
- ・丹後町で運行されているささえ合い交通は、スマートフォン等を使い Uber で配車、マイカーを使ったライドシェア型公共交通で、NPO 法人「気張る！ふるさと丹後町」が運営している。スマートフォンを持っていない高齢者の代理呼び出しを NPO が行なっている。
- ・運行区域は、乗車は丹後町内及び町外の弥栄病院、降車は京丹後市全域（市外は不可）
- ・料金は距離制で、初乗り 1.5km まで 480 円、以降 120 円/km で加算される。
- ・当初はクレジットカード決済のみ。2016 年 12 月から現金支払いも可能となった。
- ・運行時間は午前 8 時から午後 8 時（365 日運休日なし）
- ・利用者は丹後町民、観光客等。
- ・運行実現のメリットとして、ドア・ツー・ドア、高齢者の免許返納の促進、日頃使われていないマイカーの有効利用、行政コストゼロが挙げられている。
- ・直近の課題解決の目標として、丹後町外への往復運行の実現（既存交通業界の抵抗・弥栄病院で一部実現）、運賃の高さ感の緩和（タクシー料金の 8 割）、隣接市街観光地への運行、運賃の距離制に加え、観光利用向けに時間貸し制の追加、スマホを持たない高齢者への普及促進策

が挙げられている。

- ・ドア・ツー・ドアで乗り降りの際のリスクとして、賠償責任保険に入っている。

【質疑応答】

Q：NPOが保険等の費用負担が発生しているが、その原資はどこにあるのか？

A：市から受託している市営バスの受託料8200万円／年が活動の原資となっている。

Q：運賃はどの様に配分されているのか？

A：7割が運転手の報酬、残りの3割をNPOとUber使用料（一定比率）で按分している。

Q：1日の稼働率は？

A：年間1,100回。月90回前後。1日平均3回程度。病院送迎など曜日で変動する。

Q：来訪者の利用は？

A：コロナ前はそれなりにあったが、コロナの期間はほとんど無かった。今後増えてほしい。

Q：高齢者のスマホ利用について意見等は？

A：電話での利用取次をNPOが行なっているが予約が出来ないため、使いたい時に使えるか不安。入力ステップを減らす様にしたので車両を選ぶことができない。

Q：運転手が複数台自動車を持っている場合、ステッカー等を貼り替えれば車両を入れ替えることはできるのか？

A：運転手と同時に車両も国土交通省への登録が必要となる。登録しておけば車両の入れ替えは可能。

Q：ドライバー数が16名だが、運行上支障はないのか？

A：現状利用者が高齢者に限られていることもあり問題はない。

【視察の成果】

- ・京丹後市は、地理的ハンデキャップを超えた質の高い教育機会を提供するという理念の下、グローバル人材育成に力を入れており、その一環としてELSA Speakを導入し、言語処理能力を伸ばす授業への変換をめざし、適切や音声指導を行うことによって音への感度・文字分解能力が向上し、スピーキング・リスニング・リーディングの向上につながっている。
- ・教師側も、生徒の英語力向上を実感する一方で、効果的な利用の仕方は試行錯誤状態にある様に感じた。
- ・京丹後市は、ELSA Speakがリリース初期の頃から意見交換を行なってきた実績がある様で、使用料については、他の自治体より低価に抑えられている様なので、導入する際はどれだけの利用料になるかが課題になると思われる。
- ・ELSA Speakの導入を検討する際は、これまでの英語教育課程のいずれの段階を代替するのか（教科書の読み合わせからの転換等）を明確にし、教職員側がアプリを習熟する事前のプログラムが必要ではないかと感じた。

- ・ささえ合い交通は、京丹後市丹後町内で民間タクシーの撤退を機に、高齢者の移動確保の為にNPOが結成され運営している。
- ・説明動画では、高齢者もスマートフォン（Uber）を利用して配車していたが、実態はNPOが電話で配車代行を行なっていることから、今後高齢化が進んだ際の利用し易いアプリの改良が必要だと感じた。
- ・ささえ合い交通開始後、コロナ禍となり地元高齢者の利用が主となっているため、16名のドライバーで支障は出でていないことだが、今後来訪者利用が進んだ際にはドライバー不足が課題となってくると思われる。
- ・今春以降、ライドシェアが部分的に稼働する様になるが、ライドシェアが定着するには既存の交通事業者との調整（価格・営業範囲等）が必要になると思う。
- ・大阪府下でも民間バスが路線廃止を行うなど、交通空白地が生じる可能性が高いため、今回のライドシェアやオンデマンドバスの導入について検討を進めるべきだと感じた。

出張報告にかかる領収書等の整理番号その他必要事項を下欄に記載すること

1-5、3-2、3-3